

# 再エネ有効活用に資する料金メニューの拡充について

2022年12月27日  
九州電力送配電

# 再エネ有効活用に資する料金メニューの拡充について

- カーボンニュートラルの達成に向け、再エネ主力化や電化推進への取組が必要である一方、太陽光を中心とした再エネ導入量の多い九州エリアにおいては、2018年10月以降、やむを得ず再エネ出力抑制を行う状況が続いており、需要サイドでの対策（上げデマンドレスポンス等による需要応動）の重要性が高まっています。
- このような状況を踏まえ、高圧および特別高圧を対象とした「ピークシフト割引」および「自家発補給電力の特別措置（以下、自家補特措）」について、2023年4月から、再エネの発電量が多く電力需要が少ないことが見込まれる時間帯（以下、軽負荷時間）を評価対象時間に追加し、需要創出（需要シフト）を後押しします。

## <九州エリアにおける再エネ出力制御の実施状況>

(万kW)

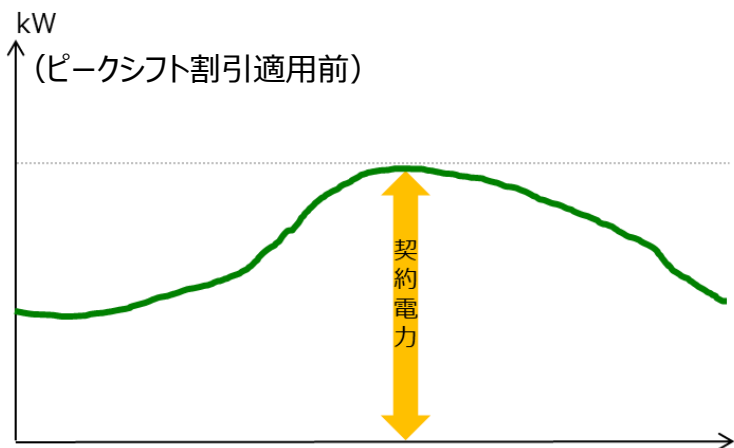
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
太陽光・ 風力接続量		904	1,002	1,088	1,154
	(再掲) 太陽光	853	944	1,029	1,091
	(再掲) 風力	51	58	59	63
年間出力制御率※		0.9%	4.0%	2.9%	3.9%

※ 出力制御率 =  $\frac{\text{変動再エネ出力制御量 (kWh)}}{\text{変動再エネ出力制御量 (kWh)} + \text{変動再エネ発電量 (kWh)}}$

[出典]第41回系統ワーキング（2022年9月14日）資料3

- 昼間時間から夜間時間（夜間＋日祝日）に負荷移行した電力分の基本料金を割引く「ピークシフト割引」について、評価対象時間に軽負荷時間を追加します。
- 拡充により、評価対象日数は、73日から202日（＋129日）に増加します。〔2021年度ベース〕

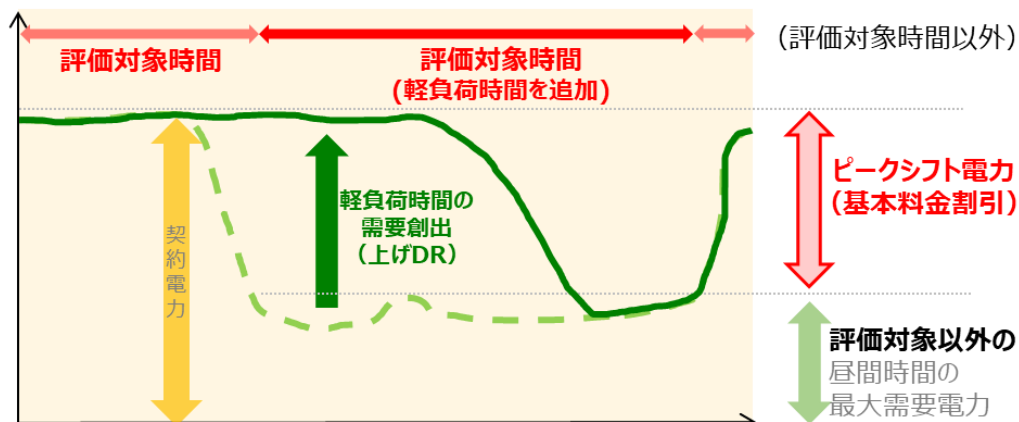
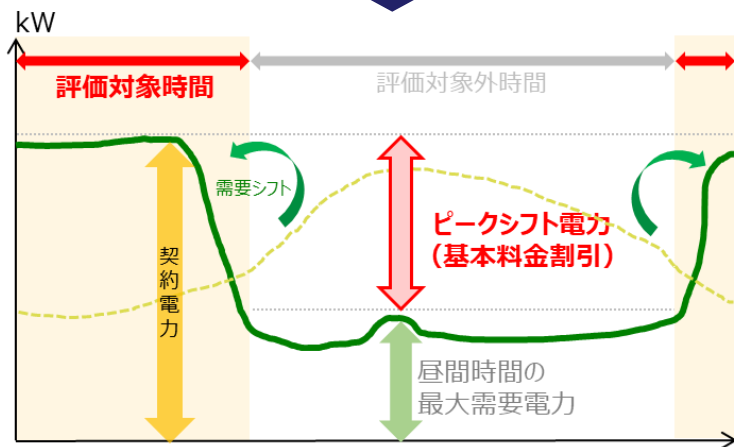
### 〔現行〕 夜間時間への需要シフトを評価



### 〔今回拡充〕 軽負荷時間の需要創出を評価対象に追加

- ✓ 現行のピークシフト割引は、夜間時間以外で需要創出を行った場合、ピークシフト電力が減少（基本料金負担増）

➔ 再エネ活用促進のため軽負荷時間の需要創出（上げDR）を評価するため、対象時間を追加



- 軽負荷時間の需要創出（他時間帯からの需要シフト）を促す観点から、下表のとおり、評価対象時間を大幅に拡充します。

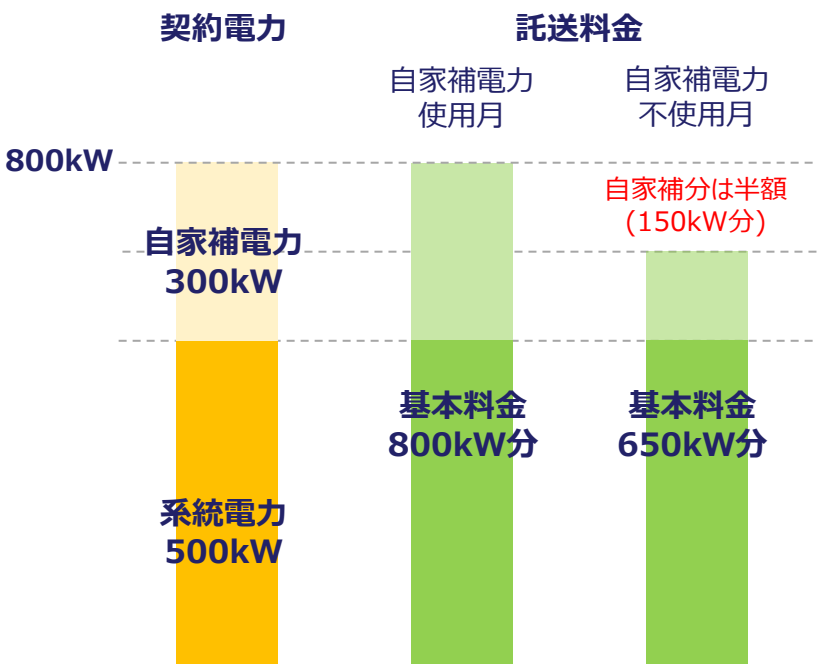
## <ピークシフト割引の評価対象時間>

時間帯		軽負荷月（4,5,10,11月）			その他月（左記以外）		
		平日	土	日祝	平日	土	日祝
再エネ出力制御時		拡充	拡充	適用中	拡充	拡充	適用中
出力制御なし	8~16時	拡充	拡充		—	拡充	
	16~22時	拡充	拡充		—	拡充	
	22~8時	適用中			適用中		

- （拡充する時間帯）
- ✓ 再エネ出力制御時 ※ 当社が出力制御の予定を公表し、未実施の場合も対象
  - ✓ 軽負荷月（4、5、10、11月）の平日の「8時~22時」
  - ✓ 通年の土曜日の「8時~22時」

- 再エネ出力制御予定時における自家発停止等による系統電力利用を評価し、自家発補給電力の基本料金を半額とする「自家発補給電力の特別措置」について、評価対象時間に軽負荷時間を追加します。
- 拡充により、評価対象日数は、82日から202日（+120日）に増加します。〔2021年度ベース〕

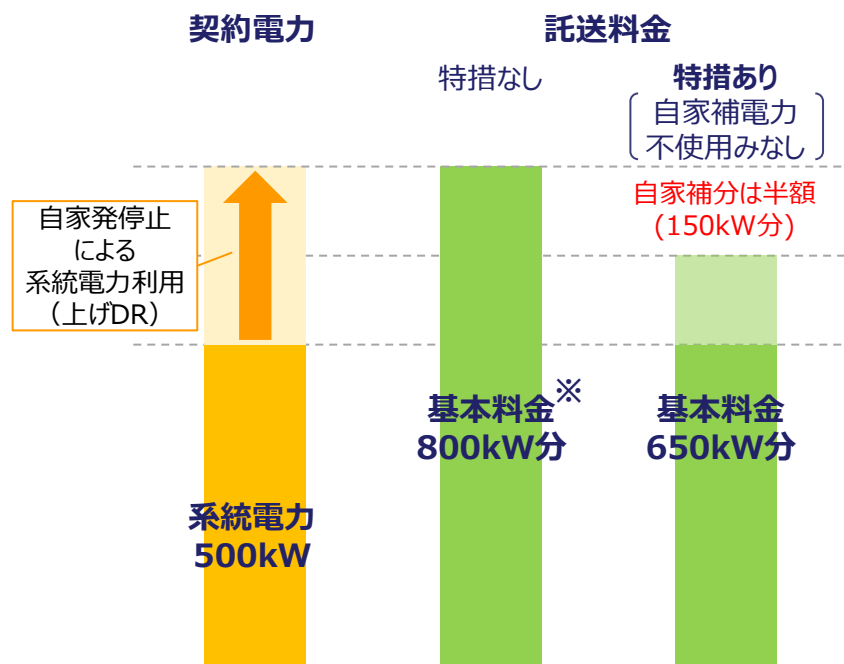
### （自家補契約と料金のイメージ）



#### 〔自家発補給電力〕

自家用発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給のために使用する電力です

### （自家補特措のイメージ）



- ✓ 現行特措は、再エネ出力制御時以外で系統電力を利用した場合、契約電力が増加（基本料金負担増）
- ➡ 再エネ活用促進のため軽負荷時間の系統電力利用に特措を適用

※ 年間最大需要電力で契約電力を決定するため、当月以降1年間 800kWで基本料金を算定

- 軽負荷時間の需要創出（自家発電源から系統電力へのシフト）を促す観点から、下表のとおり、評価対象時間を大幅に拡充します。

＜自家補特措の評価対象時間＞

		軽負荷月（4,5,10,11月）			その他月（左記以外）		
		平日	土	日祝	平日	土	日祝
再エネ出力制御時		適用中			適用中		
出力制御なし	8～16時	拡充	拡充	拡充	—	拡充	拡充
	16～22時	—			—		
	22～8時	—			—		

- （拡充する時間帯）
- ✓ 軽負荷月（4、5、10、11月）の平日の「8時～16時」
  - ✓ 通年の日祝日および土曜日の「8時～16時」